

27初児生第26号  
平成27年8月17日

各都道府県教育委員会指導事務主管部課長  
各都道府県私立学校主管部課長 殿  
附属学校を置く各国立大学法人担当課長  
株式会社立学校を認定した各市町村担当部課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長  
坪田 知 広

(印影印刷)

平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に  
関する調査」の一部見直しについて（依頼）

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。  
先日、岩手県矢巾町で中学2年生が自殺した事案では、亡くなった生徒がアンケート調査にいじめを受けている旨を記載したものの、学校は、人間関係上のトラブルと捉え、しかもそのトラブルは解決済みと判断し、結局いじめと捉えませんでした。全国的にも、この事案と同様、いじめとして認知されず、組織的な対応がなされていない事案があるのではないかと懸念しており、さきに発出した「いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について」（平成27年8月4日付け27初児生第20号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）においても緊急の点検をお願いしたところです。

また、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（以下「問題行動等調査」という。）における児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数については、都道府県間の差が極めて大きい状況であります（別添1のとおり、平成25年度分調査では最大で約83倍の差となっている。）、実態を正確に反映しているとは考え難く、問題行動等調査が国の施策を考える上で極めて重要な指標であることを踏まえると、看過し得ない課題となっております。

そこで、このたび、いじめの認知について抽出による聴き取り調査を実施した結果、いじめの認知をめぐる課題が明確になったので、従来、示しているものも含め、いじめの認知に関する考え方を記1のとおり示します。

については、都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県にあっては所轄の私立学校に対し、国立大学法人にあっては附属学校に対し、株式会社立学校を認定した市町村担当部課にあっては認可した学校に

対し、下記事項を周知するとともに、正確な状況の把握のため、既に提出いただいた平成26年度問題行動等調査「調査Ⅱ 平成26年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等」についてのみ、記2に記載の留意点を踏まえて見直しを行い、再度御提出いただくようお願いします。その際、各学校に対しては、アンケート調査や個別面談の結果、いじめの防止等の対策のための組織で共有した情報などを丁寧に精査し、認知漏れの絶無を期するよう御指導願います。

なお、提出の方法は、原則として平成26年度問題行動等調査と同様であり、詳細は、別添3を参照してください。

## 記

### 1 いじめの認知に関する考え方

- (1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷付ける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、子供たちは、成長の過程で様々な失敗を経験するのであるが、その中には、いじめに該当するものもしばしば含まれる。したがって、どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である。
- (2) 初期段階のいじめは、子供たちだけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。
- (3) 世間の耳目を引くいじめ事案が発生した直後に認知件数が急増し、翌年度から漸減する傾向があるが、このことは、いったんは事案を深刻に受け止めるものの、徐々に風化していくことを反映していると考えるべきである。この例に限らず、いじめの認知件数が減少した場合に、対策が奏功したものと即断することは禁物であり、減少の理由を十分考察する必要がある。
- (4) 各学校においては、発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要である。そのため、文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

反対に、いじめの認知件数が零又は僅少である学校については、真にいじめを根絶できている場合も存在するであろうが、解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。そのいずれであるかを検証するための有効な手段として、特に、昨年度中におけるいじめの認知が零であった学校においては、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認されたい。

また、各教育委員会等は、学校や教職員の評価において、「積極的にいじめを認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価する必要がある。

(5) 「いじめの真の発生件数／児童生徒数」に、都道府県間で数十倍の差があるとは考えられないことから、仮に、今回の再調査の結果、平成25年度分調査における児童生徒1,000人当たりの認知件数が上位に属さない都道府県において同件数が急増したとしても、それは、いじめの認知が正確に行われるようになり、実態をより正確に反映した数値になったというだけで、その都道府県におけるいじめの発生が増えたと捉える必要はないと考えられる。

## 2 見直しに当たり留意すべき点

- (1) 初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案（解消したからといっていじめが発生しなかったことになるものではない）についても遺漏なく認知件数に計上すること。
- (2) 対人関係のトラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべきものがあった可能性を踏まえ、慎重に確認すること。
- (3) アンケート調査や個別面談等におけるいじめを受けた旨の申出は、重く受け止め、いじめの定義に従い適切に判断すること。
- (4) 都道府県への抽出調査で使用した具体的な事例（別添2）を参照し、校内で共通理解を形成した上で、今回の再調査に当たること。
- (5) 平成26年度問題行動等調査「調査Ⅲ 平成26年度における小学校及び中学校における不登校の状況等」及び「調査Ⅳ 平成26年度における高等学校における長期欠席の状況等」の「不登校になったきっかけと考えられる状況」において「いじめ」に計上した事案については、特段の事情がない限り、今回の見直しにおいて、全て「いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数」に計上すること。（別添4参照）

また、重大事態に計上したにもかかわらず、いまだ同項の規定による調査を実施していない場合は、速やかに調査を実施すること。

### (本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局  
児童生徒課生徒指導室  
生徒指導調査分析係  
生徒指導企画係、いじめ対策支援第一・第二係  
電話番号 03-5253-4111  
03-6734-3057 (直通)  
e-mail s-sidou1@mext.go.jp

## 平成25年度 都道府県別 いじめの認知件数(国公立)

順位	都道府県	認知件数(件)	1000人当たりの認知件数(件)
1	京 都 府	28,118	99.8
2	鹿 児 島 県	14,240	72.0
3	宮 崎 県	9,452	71.5
4	宮 城 県	17,567	69.2
5	千 葉 県	20,446	31.2
6	大 分 県	3,496	27.1
7	和 歌 山 県	2,649	23.7
8	山 梨 県	2,254	22.4
9	山 形 県	2,712	21.4
10	熊 本 県	3,925	19.1
11	茨 城 県	4,706	13.7
12	愛 知 県	11,220	13.2
13	岐 阜 県	3,072	12.9
14	長 崎 県	1,955	12.1
15	静 岡 県	4,529	10.9
16	秋 田 県	1,115	10.6
17	福 井 県	855	9.2
18	栃 木 県	2,028	9.0
19	奈 良 県	1,298	8.2
20	東 京 都	10,073	8.1
21	神 奈 川 県	7,297	7.8
22	石 川 県	1,014	7.8
23	滋 賀 県	1,331	7.8
24	徳 島 県	578	7.1
25	高 知 県	540	6.9
26	青 森 県	968	6.6
27	北 海 道	3,669	6.5
28	岩 手 県	849	6.0
29	長 野 県	1,455	5.9
30	三 重 県	1,255	5.9
31	山 口 県	894	5.9
32	群 馬 県	1,307	5.8
33	富 山 県	686	5.8
34	新 潟 県	1,394	5.5
35	大 阪 府	5,021	5.2
36	兵 庫 県	2,829	4.6
37	岡 山 県	1,023	4.6
38	島 根 県	344	4.4
39	愛 媛 県	682	4.4
40	埼 玉 県	2,907	3.8
41	広 島 県	1,126	3.6
42	沖 縄 県	560	2.8
43	福 岡 県	1,441	2.6
44	鳥 取 県	157	2.4
45	香 川 県	270	2.4
46	佐 賀 県	238	2.3
47	福 島 県	258	1.2
	合 計	185,803	13.4

調査に当たり10の自治体を抽出した。自治体名はA～Jで表記する。  
 ・それぞれの自治体で事例1から事例4について、いじめと認知するか否かを18者(都道府県教育委員会5、市区町村教育委員会5、市区町村立小学校5及び中学校5計18)が回答。そのうちいじめを認知する割合を示している。

児童生徒1,000人当たりいじめ認知件数(平成25年度)

事例	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	平均
事例 1	94%	83%	72%	61%	78%	83%	72%	50%	44%	11%	64%
事例 2	100%	100%	100%	100%	94%	100%	100%	100%	94%	94%	98%
事例 3	56%	44%	39%	22%	50%	17%	22%	22%	0%	0%	27%
事例 4	100%	100%	89%	78%	100%	94%	78%	89%	78%	39%	84%
平均	88%	82%	75%	65%	81%	74%	68%	65%	54%	36%	69%

【定義に照らしはじめとして認知する。】  
 ・認知しない理由に「いじめが解消している」のでの回答があったが、いじめの初期の段階や、ごく短期間のうちに解消したいじめ事業についても漏れなく認知件数に計上する。  
 ・A君とB君の関係は、今後も留意して見ていく必要がある。  
 ・同程度の事業は、学校生活で頻繁に発生していると考えられるが、本調査では、認知の割合は11%～94%と自治体間での差が大きい。このことが、問題行動等調査の自治体間認知件数の差に大きく影響していると考えられる。

【定義に照らしはじめとして認知する。】  
 本人が否定してもいじめと判断できるものであり、本事業については、自治体間の差は少ない。いじめの被害者は、いじめを受けていることを否定することがしばしばあるので、引き続き留意して認知に努める必要がある。

【いじめと認知しない。】  
 ・事例1示した情報からは、現時点でいじめの事実は確認できない。しかし、母親の心配をしっかりと受け止め、注意深く状況を把握しその後、母親の訴えのおおしいいじめが判明することもあり得る。家庭との連絡を密にして対応する必要がある。  
 ・本事業については自治体間の差が比較的大きい。国のいじめ防止基本方針「いじめの重大事態」については「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校がいじめの結果ではない」とある。これは「重大事態」とはいえない」と考えたとともに、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たるとの記載があるが、これは重大事態の報告・調査等についての記載であり、これをもって学校が認知していないいじめを認知したと報告することには当たらない。

【定義に照らしはじめとして認知する。】  
 ・A君による「B君、C君、D君、E君」に対するいじめとして認知する(問題行動等調査では4件となる)。A君と「B君、C君、D君、E君」の双方がいじめを主張しているため「けんか」上判断した可能性が考えられるが、表面上の解釈ではなく、状況を総合的に把握する必要がある。A君に対しては、A君の主張も聞いた上で、以前指導したことが改善していない点を丁寧に指導する。  
 ・認知しない理由に「A君の暴力行為を認め、威圧を受けるなどいじめと認知できなかったが、被害者の訴えをはじめ、威圧を受けるなどいじめと認知できる状況であった」とある。A君の暴力行為を認め、威圧を受けるなどいじめと認知できる状況であった。この事例も自治体間での差が比較的大きいが、いじめを「対人関係のトラブル」として扱い認知件数に計上しない等の自治体があると調査で大きな差が出てしまつたので留意する。

●定期的ないじめアンケートにA君がいじめを受けたことがあると回答した。後日、A君に面談で確認した内容は以下のとおり。(A君、B君、C君の証言は一一致)  
 ・体育の時間にバスケットボールの試合を行なったが、球技が苦手であるA君はB君からミス責められたり、みんなの前でばかにされたりしてとても嫌な気持ちだった。  
 ・しかし、B君と仲がよいC君が、「かわいそうだよ。」と助けられて、それ以来、B君から嫌なこととはされていない。  
 ・その後、A君もだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、B君に昼休みにバスケットボールをしようと言われて、それが楽しみになっている。

●「A君がB君からいじめられている。」と担任の先生に、C君が相談した。C君の証言は以下のとおり。  
 ・B君はA君に学校帰りにいつもかばんを持たせているなど、いろいろな命令している。  
 ・楽しく話しているときもあるが、B君が気が障ることがあると(自分(C君)はA君が、たいていひどいことを言っていないと思うのだが)「ふざけんな。」と言ってA君を蹴ったり、叩いたりする。A君はなんで自分だけやられるのかとC君に不満を漏らした。

●B君が、「Aはむかつくから無視しよう」と言っていたことがある。  
 ●後日、A君に確認すると、「B君は友達であり、いじめとは思っていない。先生は余計なことばしらない。」と言った。  
 ●後日、B君に事情を確認すると、「A君のことが嫌い。よく腹が立つ。」と言い、C君が先生に伝えた内容を認めた。

●保護者が自分の子供A君が学校でいじめを受けていると担任に相談してきた。概要は以下のとおり。  
 ・具体的に誰から、どのようなことをされているかの説明はなく、母親によると、学校から配られたいじめ防止のサイネージシートにある「学校のことを話したがらない」「食糧がない」「事情が難しい」等、該当する項目がたくさんあり、いじめにちがいないと思つているとの説明だった。  
 ・A君は学校でリーダー的な存在であり、担任から見てもとても楽しそうに学校生活を送っている。担任は、すぐにA君と面談をする。家で母親から塾へ行けとか、学校で何があつたとか、ゲームをするとか細かく言われ続けることで、嫌になつていく。本日は家に帰りに帰りに「学校は楽しい。先生も友達も大好きだ。」と言つていった。  
 ・後日、母親に「いじめは受けていないと思う。」と伝えると「自分もいろいろ考えたが、家庭には問題がない。大切に育ててきている。学校が調べ切れていないだけで必ず嫌に思つていることがあるはずだ。いじめがあるものとして対応してくれ。」と求められた。

●定期的なアンケート調査を実施したところ、A君がいじめを受けていると記載してきたが、一方、B君、C君、D君、E君がA君からいじめを受けていると記載してきた。概要は以下のとおり。  
 ・A君は暴力傾向があり、言動が粗暴、体も大きくクラスで威圧的な存在であった。  
 ・B君、C君、D君、E君はA君から使われ、暴行に振り回され、時に暴力を受けることもあった。この暴力については、A君も認めており保護者に来校いただき指導するとともに被害者に謝罪もしている。  
 ・しかし、その後も暴力はふるわれないものの、威圧的な態度が続いたため、嫌になつてB君、C君、D君、E君がA君と距離をとっている状態であった。  
 ・A君は無視されていると主張し、B君、C君、D君、E君はいまだに威圧をかけられたり、用事を頼まれたり一掃にしているのが怖いと言っている。

平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査  
におけるいじめに係る調査の見直しについて

1 見直しを行う調査について

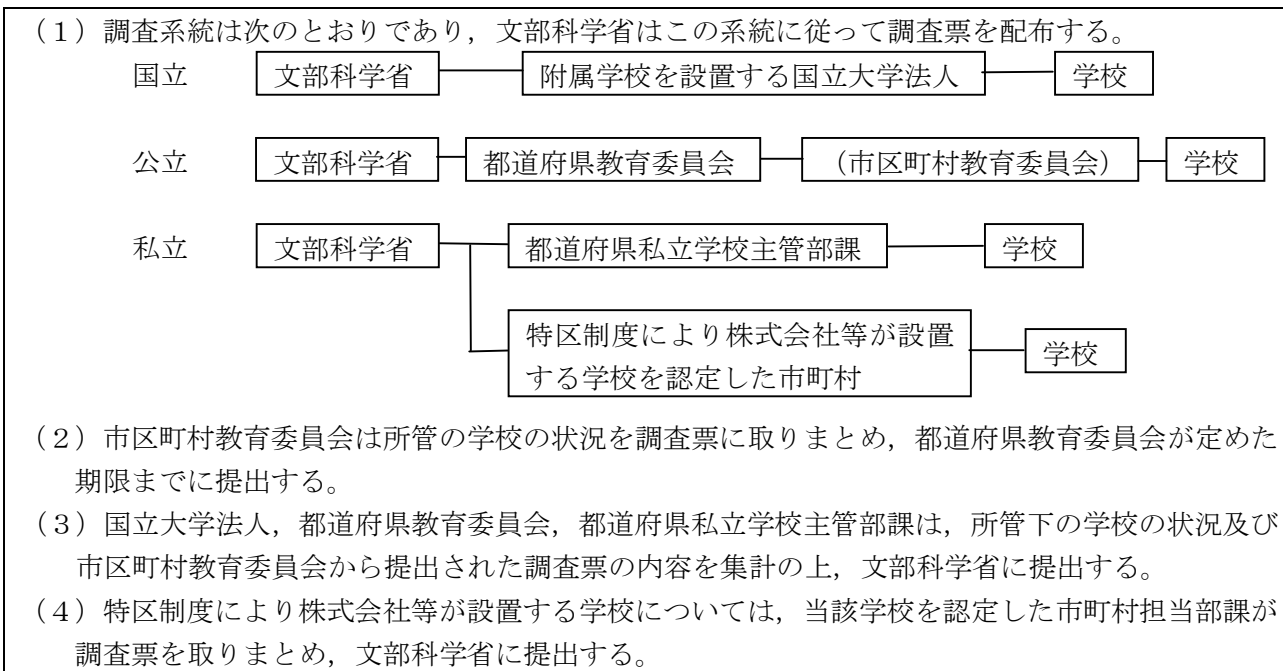
本調査中の調査Ⅱ「平成26年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等」の各調査項目の見直しを行う。

ただし、「11. いじめ防止対策推進法に関して」については、「(1) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(17頁)」のみ回答することとし、(2)～(4)(18頁)については回答不要である。

2 調査票の配布及び提出について

調査票の配布及び提出は、平成27年2月24日付け26初児生第50号にて依頼した平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査に準ずる。

【参考：調査実施要領より】



3 提出期限

平成27年9月17日16:00までに当課宛て電子メールにて提出すること。

E-mail : s-sidou1@mext. go. jp

4 結果の公表の方法

(1) 調査Ⅱの結果については、10月末を目途に文部科学省が公表する。いじめに係る調査以外の結果の公表は9月初旬を予定している。

(2) 都道府県教育委員会等は、当該都道府県等についての調査の結果を文部科学省の公表後に公表することができる。

## いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について

## いじめ防止対策推進法 第5章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。



疑いがあると認めるとき

- 因果関係が明確に認められなくとも因果関係が存在する可能性があれば、「重大事態」であると捉えます。
- 平成25年度「生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について」の結果を見ると「重大事態」として捉えるべき事案を見逃していることも考えられます。

## 不登校になったきっかけと「重大事態」の発生件数

	不登校児童生徒数	うち、不登校になったきっかけと考えられる状況が「いじめ」である児童生徒数	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数
小学校	24,175人	414人	41件 (9.9%)
中学校	95,442人	1,527人	62件 (4.0%)
高等学校	55,655人	178人	19件 (10.7%)
計	175,272人	2,119人	122件 (5.8%)

※括弧内の数字は、「不登校になったきっかけと考えられる状況が「いじめ」である児童生徒数」に占める「重大事態」の発生件数」の割合

平成25年度「生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について」結果より